

中心地域整備に関する調査特別委員会（第3回）

日 時 平成27年7月27日（月）

9：00～10：27

場 所 議会棟 第2会議室

出席者 委員長、副委員長、委員10名（欠席：なし）（傍聴者：なし）
説明員 木下企画課長、浅田専門監、青葉農林課長、小澤室長、段塚室長
書 記 佐伯主事、岩崎事務局長

○山本委員長 皆さんおはようございます。ただいまより中心地域整備に関する調査特別委員会を開催いたします。土曜日にはですね、トワイライトエクスプレスが生山駅に来ましてですね、大変賑やかに迎えることができたと思います。あと最低5回ですか、止まるようになっておりますので、ますます賑やかになるというふうに思っております。本日はですね、前回に引き続きまして、企画課そして農林課から調査協議をいただきたいというふうに思います。本日の予定といたしましては、決算監査がただいま真最中のございまして、その監査の期間中にこの委員会を予定させていただきました都合上、この委員会を10時半までということにしたいと思っておりますので皆様方のご協力をよろしく願います。本日、まず最初にですね、前回に引き続きまして、企画課より直売所の集出荷施設の設計について説明をお願いします。木下課長。

○木下企画課長 改めましておはようございます。本日はお忙しい中、特別委員会の時間をとっていただきましてありがとうございます。企画課の方では、前回設計概要なり道の駅の理念なりスケジュール等、概要、経過報告をさせていただいたところですがけれども、前回いただきました意見を踏まえまして若干平面図と計画の見直しを行っております。それにつきまして本日はご説明をさせていただいて、ご理解をいただければというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。座って失礼いたします。企画課の方からは、平面図、立面図、併せて合計3枚の図面をデータでもお送りをしておりますけれども、図面でございますので見やすいように紙でも出力をして提出させていただいております。中身につきましては、この後浅田専門監の方より詳しく説明をいたしますけれども、前回ご意見をいただきました集出荷の部分の使い勝手といいますか、これでいいのかというふうな前回ご意見をいただいております。

検討加えまして改善したものを今回ご提案をさしていただいて、御協議いただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。そうしますと浅田専門監の方から説明いたします。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 失礼いたします。先程図面の配布の説明がございましたけれども、3枚付けております。最初の図面がですね、集出荷施設のアップの図面、それから2枚目がその施設の断面図ですね。それから施設全体の平面図も参考までに付けさせていただきました。まず始めにですね、1番最初のページをご覧いただきたいと思えます。前回委員の皆様からご指摘いただきましたのは、出荷される方ですね、集った時にそこが非常に混雑して危なんじゃないかということの御主旨だったと思えます。その点に関しましてですね、1番施設の上側にですね、車が6台止まるように今設計をしておりますけれども、もともとそこはですね、入口部分しか下屋を出してなかった部分をですね、車6台止めれるような下屋を作りまして、そこで一旦荷物をしていたと皆様方から、少ない方は一箱二箱でしたら手でもって中に入られると思えます。多い方はそこに一旦おろしてもらって、そこから代車等で中に持って入っていただくということで、ここの混雑を解消できたらということでこの下屋の方の拡大を今回ご提案させていただくものでございます。その下屋の中にですね、ローラーコンベアもこういうふうにも配置できますよということで、これは案でございます。荷物の少ない時には中の方でローラーコンベアから車の方に移すことも今まで通りにできますし、それからその下屋の中で沢山出る時にはその長いスペースを使って出荷というようなこともできますよということで、これは参考までに図面を付けております。はぐっていただきまして2ページ目、見ていただきますでしょうか。2枚目の図面ですね、下側になります。下の断面の右手にですね、この下屋のイメージできるものが付いておると思えます。屋根の幅は4メートル10です。柱と柱の間隔は3メートル50。ちょっとこれ数字等見にくいと思えますが、またタブレットの方にですね、データの方ではですね、アップしていただけたら数字等も見えますのでご覧いただけたらと思えますけれども。ここのですね、約4メートルある下屋のところですね使って、そこで荷物を下ろしていただくということで。その建物との間もですね、水も入らないように交差させておりますので、そちらの方に荷物を下ろしてもらって、それから車を駐車場に停めて、作業していただくという流れに、出荷の方にはなるかと思

います。この下屋についてはほぼフラットですけれども、若干右手に向かって勾配して戸井で水を流すようになっておりますので、前の方に車の前は出てもですね、前の車の方まではだらだらと雨水等も落ちてこないというようなことにはしております。あと3枚目については参考までに全体の図面を付けさしていただきましたが、下屋の部分も大体全体の部分ではこれぐらいの大きさになりますよということでイメージできたらということをおもっております。企画課からは以上でございます。

○山本委員長　　ありがとうございました。前回ですね、間口を広げたらというような意見もありました。それについての検討の結果を教えてください。浅田専門監。

○浅田専門監　　間口の件でございます。検討もしましたけれども、実は木造のですね、構造体のですね、いわゆる筋交いをですね、この壁に入れておまして、その壁の筋交いをどうしてもということができずにですね、間口を広げることができなかったということが結論でございます。

○山本委員長　　ただいま、前回の委員会で指摘をしていただきました2点について検討結果を報告していただきましたが、委員の皆様質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。荒木委員。

○荒木委員　　実際にこの設計で耐雪というのはどのくらい見てあるわけですか。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　実際このあたりはですね、積雪値が50センチと言われておりますので、その3倍の1.5メートルの積雪荷重を見ております。

○山本委員長　　荒木委員。

○荒木委員　　その積雪が1.5メートルと見てあって、実際に屋根の形を見ますと多目的ルームの所はとんがっています。両脇に落ちるわけですね。その辺は大丈夫なんでしょうか。

○山本委員長　　浅田専門監。

○浅田専門監　　とんがりボウシのところ、建物と建物の上にやはり隙間をとっておりますので、そちらに若干落ちるような形にはなっている。はい、下に落ちるようになっています。ですのでそこを飛ばす除雪車でもってですね、前に飛ばして行って外に出すなりはしなければいけないと思います。そちらの方は雪を落とす構造になります。その他の屋根は一応屋根で止めるようにしておりますけれども。

○山本委員長　　その他、坪倉委員。

○坪倉委員 屋根の構造ですけれども。設計では GL 鋼板になっておりますが、瓦屋根との比較検討はされましたでしょうか。その違いがわかればお願いします。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 最初にですね、よその道の駅でも風情のためといいますか意匠のため瓦等も使われておりますけれども。やはりすべて木造ですするという私どもの考えのもとでですね、軽い構造にしたかったというのが一つ。瓦は選ばなかったという理由としとります。というのがやはり大きな屋根になりますので、その瓦だけでもかなりのご存じのとおり重量になってきますので。ですので、それよりは機能にとんだですね GL 鋼板の方で、このたびはやろうということで。金額等の比較まではしておりませんけれども、金額の方もこちらの方が若干有利になるというふうには設計の方からは聞いております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 当初工事費は安くすむんですけれども、ライフサイクルのトータルコストでいくとそう安くもならないわけですよ。GL 鋼板は。10年から15年ぐらいで塗り替えをしないといけないといけんということがあります。その辺の検討が十分されていないということが一つの問題だと思いますが。全体建築工事費は幾らに見積もられましたか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 予算上の話ですけれども、今まだ全体の予算でですね、今向こうに伝えておるのが約4億ということで、今設計をやっております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 まだ実設計段階の設計価格は出ていないということですね。4億というのはこの建物の全体ですか。当初2億4,800万だったような気がします。私の思い違いがあるかもしれませんが、お願いします。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 それは今言いました数字というのは、トマト加工やそれからトイレ、それも含めた部分で。それであと4億にはですね、下の地盤改良として土地の入れ替え、それでも1億数千万入っていたと思います。それも含めた分を発注しますので、それを含めた部分だということでご理解ください。

○山本委員長 その他ございますでしょうか。久代委員。

○久代委員 木造主体ということでしたが、今の設計段階で材積ですね。ムクとラミネその他の集成材もあると思いますけれども。大体どのぐらい材積を使われるか教えてください。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 すいません。ちょっと残念ながらまだ正式には立米数は出ておりませんが、使われるのは基本的にほとんどが LVL。オロチの LVL を使いまして、見えるところの柱、いわゆる中の直売所の中に出てくる柱であるとか、それから前のどういいますかアーケードの柱であるとか、そういったところだけはムクを使う。あと基本的にはすべて LVL、オロチの LVL を使うようにしております。

○山本委員長 久代委員。

○久代委員 材積がわかれば、かなり大きな建物ですので、それも参考にしていきたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 図面の2ページの下設計変更したところの下ですね。この重なる屋根がどのぐらいの程度入っているか。それで雨が吹き込むようなことはないか、ということちょっと聞きたいですけれども。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 両側等すべて壁があるものではないんで。横からはもしかしたら吹き込む可能性はありますけれども。この上の大屋根と下屋の屋根についてはその間の、かなりスペースが少ないですんで、ほぼ引っ付いているような形になっていますので、そこからの吹き込みは少ないというふうに考えております。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 入ってくる可能性があるということだね。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 全くそのスペースを閉じているわけではないので、吹き降りなんかでは入ってくる可能性は若干あるかもしれませんが、上からはほとんどないと思っています。ただ、左右についてはどうしても壁がございませんで入ってきます。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 伺ってみますが、この建物の配置を見ると、前面がすべてそろえてあるという配置だと思います。レストランのところはですね、後が開いておるわけだし

で。前回お話の中で、お客さんが多い時にはオープンスペースで外で食事したりという話を聞いたように思っております。そういう観点から言ったら、レストランも後をそろえて前にオープンスペースの余裕を持っておいた方が、お客さんが多い時にはそこから出て食べると。これではオープンスペースというのはいわゆる下側しかない。そこから辺の考え方、おそらくこの大きさは管理上の大きさだと思うんですが、管理上の大きさはそのままにして後ろに引けば前にオープンができると思いますが、そこらへんはどうでしょうか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 直売所とレストランの入口を今共用しております。というのがそこも風除室として考えて、共用のスペースとして風除室も考えておりますので。それぞれにまた作るということになればかなりのコストはかかってきますので、前の風除室をそろえて共用の風除室として使ってということを考えておりますので、今前の面を合わせた設計にしております。

○山本委員長 よろしいでしょうか。その他ございますでしょうか。ないようでしたら設計の方をですね、いろいろ調査をいたしました、今日を持ってですね、この設計の了解を了承していただきたいと思いますが。委員の皆様いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 では、この設計はこれで了承されたということでありますので、発注に向けて事務を進めてください。よろしく願いいたします。企画課につきましては以上であります。続きまして、農林課より農林産物と販売施設出荷者説明会についての報告をお願いいたします。青葉農林課長よろしく願いいたします。

○青葉農林課長 皆さんおはようございます。農林課長青葉でございます。本日は、先般実施をいたしました出荷者の説明会の状況につきまして報告を申し上げたいと思います。座って話をさせていただきます。去る7月24日、文化センターを会場といたしまして出荷者説明会の方を開催をいたしました。この出荷者説明会につきましては、事前告知としてはチャンネル日南、無線放送、それから町のホームページ等を使って行っておりますし、それから直接ご案内を申し上げた方と言いますのが、仮申し込みをいただいていた方、それから2月に実施をいたしました農産物の生産状況調査にご協力をいただいた方等、144名には個人通知をいたしましたけれど、実際的にはです

ね、全町を網羅して開催案内をしたという経過であります。その結果、当日ご参加をいただきました方が、受付簿に記帳していただいた方が70名でございましたけれど、実際会場にはですね、受け付けをされずに入っていた方もいらっしゃいまして、農家の方80人、それから関係者等を合わせますと90人程度の会議ではなかったかと思っております。内容といたしましては、やはり農家の皆様方ですね、痒いところに手を出すと言いますか。聞きたいだろうなというようなことを中心にですね、説明をさせていただいたというふうに思っておりますけれども。皆様方にですね資料を、当日の配布資料の一覧表というような形からですね、現実的に当日使いました資料をお手元の方にお配りを申し上げます。それをもって若干話をさせていただきますと、まず直売所の運営要項、それから出荷容量、それと出荷者協議会の規約、これらすべて案という形で資料提供をいたしました。それに加えて、日南町の方で平成27年度から実施を計画いたしております、各種補助事業につきましてのご説明を申し上げます。日南町の野菜振興事業、それから農業薪ストーブの導入事業、それから野菜生産活動団体支援助成事業、それから今年がちょうど3年目にはなりましたけれども意欲ある農業者支援助成事業、それと企画課の日南町チャレンジ企業支援事業というような事業説明をさせていただいたということでございます。それから先般も新聞報道されておりますけれども、道の駅を中心とした J-VER によりますカーボンオフセットの取り組みの資料、それと出荷者協議会への加入申込書、それからアンケートというようなものを使いました説明会をいたしております。内容につきましては、実際にですね、資料の方でご説明を申し上げますと、規約等につきましてはこれはご覧をいただきたいということにいたしまして、内容につきましては販売施設への出荷方法についてということで資料説明をいたしましたが、その案についても今回皆様の手元につけております。これは、道の駅を運営していくに当たりまして現在準備室の方で事業検討をいたしております内容をですね、情報提供するという形で進めましたので。そちらの方が参加した皆様方にはこの内容で説明をしておりますので、ご了解をいただきたいという具合に思っております。事業内容の詳細につきましては、資料の方でご確認をいただきたいという具合に思っておりますが、一番肝心になりますのはどういう方法で農産物の販売をしていくということでございますが、原則といたしましては委託販売方式というやり方をとるということをお話いたしました。それに伴います委託料につきましても、基本案といたしましては生鮮野菜関連が15%、それか

ら加工関連を20%ということで。これは本当の基本案ということでございますけれども。農家の皆様方のご意向もですね、いろんなケースもあろうかということで、実は委託料の考え方についてはですね、手数料の方を、陳列をする農家の考え方によって若干変えております。資料の方でご確認をいただきたいと思いますが、多少一生懸命持って来ていただける方は一番最低額ということになるわけですが、自分で陳列はできない、しないという方については若干手数料の方を上げてですね、出しやすくするというようなことをご説明を申し上げました。それから、今後の検討課題といたしまして集荷についても非常にご希望があったということから、集荷方法については現在検討しておりますということをご説明したところであります。それから商品の預かり期間ということになるわけですが、これにつきましては、どういんでしょうか、すでに先行しております道の駅でやっておられるパターンといたしますのが決まっておりますので、本町といたしましてもそういうような状況でやっていきたいということをお話をさせていただいております。それから、ぜひ集荷物を持ってきていただきたいという中で、どうしても売れにくいという時期、商品もあろうかというお話の中で、当然その後の使い方といたしますか、農家の皆様方にはですね、きちんと商品としてですね、代金を支払えるような仕組みを考えていますというご説明をいたしました。レストランで使う。それから加工品に加工する。それから大きな取引先を探すというようなあたりもですね、お話をさせていただいたところがございます。それと若干申し遅れましたけれども、実際の運営をしていただきますのは MA サービスということで、今回の説明にはですね、道の駅準備室の渡辺さんという MA さんからの出向ということで今事業を組み立てていただいております方にですね、説明をしていただいたという経過がございますので申し添えておきます。それから、もう一つは今回道の駅に追設といたしますか、一緒に建てる加工施設加工実習室のことについてお話をいたしました。どんな加工実習室になるかということで現在考えております導入予定の設備機器、それからどういうものができるのかそれによってですね、当然食品衛生法等のですね許可申請が必要でございます。そういう許可申請の内容についてはですね、現在考えておりますのが飲食店営業、菓子製造業、惣菜製造業等の営業許可をとるということをお説明いたしました。それから当然使い方についてもですね、今から皆様方に周知をお願いしてグループ利用というようなことや、使っていただいた方には施設利用料というものを発生するというようなことからですね、利用料のお話。それからその施設

を使っただけであればどんな営業許可が取れるのかというようなこともですねご説明申し上げまして、加工の方にですね積極的に取り組んでいただきたいという具合に思っておるところでございます。そうしますと最後になりましたけれども、今後の予定については、8月の20日を目途にですね、今度は出荷者協議会の立ち上げに向かっていきたいと思っております。それからまだ当日はご都合が悪くて出席はできないんですけどという方からもお電話等をいただいておりますので、当日の資料の方を配布するというのも受け付けをしたいと思っておりますし、広く農家の皆様方に是非ともですね、この道の駅の直売所をご活用いただきたいという具合に今考えておるところでございます。資料内容につきましては本当に概略ではございますが、ご説明を申し上げさせていただきます。以上です。

○山本委員長 説明をいただきましたが、委員の皆様質問等ございますでしょうか。坪倉委員。

○坪倉委員 直売所運営要項についても、案として説明されたということですか。されましたか。

○山本委員長 青葉農林課長。

○青葉農林課長 運営要項につきましては案としてご提示は申しあげましたけれど、記載内容条文、条文というか、第何条第何条というような形で書いてありますので、その詳細はですね、当面ご覧をいただきたいということで詳細説明はせずに、一番ポイントになろうと我々が判断した部分についてご説明を申し上げました。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 委員長、この要項について少し議論してもいいでしょうか。直売所説明会という項目の主旨。

○山本委員長 はい、どうぞ。

○坪倉委員 第3条ですけども、MA サービスが主体となって運営を行うということなんですけれども、この施設全体を指定管理制度に則った管理指定をされるのか、運営だけを委託されるのか。まずその辺の基本的な考えを伺いたいと思います。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 すいません、こちらから答えさせていただきます。初年度についてはですね、日南町の意向等を日南町のイニシアチブといいますか指導権を持ってですね、こういった施設にして欲しいかということをしつかり具現化して頂くためにも、

委託契約を初年度はさせていただこうと思います。1年間営業していただいた上でですね、それで1年間の運営費等やどれぐらい費用がかかるのかというようなところを見ながらですね、2年目あたりから指定管理制度の導入という事を今考えています。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 その辺が本当に、これまで再三言ってきた順義が非常に不足しておったところが、そういう形でないとできんということだろうと思いますけれども。では、その1年間の経営責任というのは誰がとるわけですか。例えばこの運営会議はどういう位置付けなんですか。MA サービスが直売所やレストランは運営します。その掛かった経費の確認とか、運営戦略、経営戦術、戦略、その辺のところ、運営会議がきちんと確認できるんですか。経営責任も含めて。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 結局経営ということになってきますと、やっぱり委託先というところが当然、全面といいますか、表に立って責任を持つべきだと思っておりますけれども、運営会議等には当然ながら町も関与はしていくということを考えを持っておりますので、そちらの方ですね、町の方も初年度については責任を持った管理体制というものをしいていかなければいけないというふうに思っております。当然委託業務ですので、最後には検査等も当然させていただきますし。委託業務についても、中間でもですね、いろいろな検査等も当然ながらしていく必要があると思っておりますので。そういった形で経営の方のチェック機能というものは果たしていきたいというふうに思っております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 そうしますと経営委託、委託料が発生するのかわからないのか。逆に施設使用料がどうなのか。そこら辺のことも含めて経営責任がMA にしっかり取れる状況にあるんですか。これまでのMA との協議の中で。そしてMA からのこの直売所運営に関する経営資産というものはどういうふうに。これまでも再三提出を求めてきたわけですが、その辺はどうでしょうか。

○山本委員長 青葉農林課長。

○青葉農林課長 町もですね、積極的に事業に関わっていくというご説明を申し上げたところですが、現在MA の方には経営計画といいますか、施設利用による収支計画を求めております。現在検討していただいておりますのでございますけれど

も、委託料、販売委託手数料の部分については、現在ここを固定しませんとなかなか計画が立ちませんので、それを固定をして、後は商品の回転率等を勘案したものをですね、現在作製をしていただいております。当然それが出てきますと、初年度としての目標値がざっくりは定まってくるんだろうと思っておりますし、農家の皆様にはですね、是非とも農産物の方をですね、集荷させてくださいということをお願いしておりますので、そういう農産物の有効活用は当然進めて参るという気持ちでおります。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 生産者に出荷計画書を出してもらって、けどもその出荷計画書でうまい具合に陳列が回らない、品揃えが回らないという時に、MA サービスが農家に対して何かを生産をして出荷してくれというような指導についてまでできるような権限を与えているんですか。

○山本委員長 青葉農林課長。

○青葉農林課長 出荷指導という考え方はですね、今から作りますということでお話しておりますが、出荷者協議会、出荷者により考え方が大きいということもありますし、出荷者協議会のほうのですね、規約規則の中でぜひ謳いたいのは、直売所の方のやはり農産物の供給についてですね、皆さん方で取り組みをしようという具合には考えております。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 本当に一つは品揃えが十分にあるのか。そして、お客さんが十分来てくれるのかということなんですけれども。まず、その売るものがないとお客さんが来ないわけで、そちらの方まず先に充実させる事が大事だと思うわけですけれども。本当に出荷者協議会でそういう話し合いはされておってもですね、実際に物が揃わないということは、特に初年度想定されることだと思うわけです。そういった時に、結局MA がいくら出荷者協議会に要求しても希望しても、物が揃わない。そうした時に経営がますます悪くなる。そういったときに誰が責任を取るかということが出てくると思うわけですよ。MA サービスは出荷者協議会や町に要望したけども物が出してもらえなかった、経営が厳しくなってきた。MA サービスは出荷者協議会や町に対して何とかしてくれと、財政的に経営的に何とかしてくれという話ができるでしょうし、出荷者協議会が逆にそんなこと急に言われても無理だと、MA サービスの方でかぶってくれという話もあると思うわけですけれども。その辺の経営責任がきちんとできてな

い、今現在できていないと思うわけですがけれども。来年のオープンまでにその辺の話がきっちりと詰めていただきたいと思います。経営責任について。

○山本委員長 青葉農林課長。

○青葉農林課長 経営についてはですね、農家に迷惑はかけませんというような話でも実はさせていただきました。その件は非常に将来的なことでもありますので、今のご指摘の通りですね、重々検討させていただきたいというふうに思います。

○山本委員長 その他ございますでしょうか。福田委員。

○福田委員 出荷者には責任をとらせんということはどういう意味かな。それは。

○青葉農林課長 失礼しました。大変誤解を生じたかもしれませんけれども、やはり農家としては委託料を払って販売を委託するわけですから、当然それは売る努力をしていただきたいと思いますということは経営責任の中にあるということを使ったわけでございまして。やはり農家はやはり品物を出して売るとというのが一つの考え方ですので、その点については経営者側の方の努力をお願いするという意味であります。ただし、先般の説明会の中でも話がありましたのは、やはり経営としてどうかという話がありました時にはですね、やはり出荷者の皆様方もやはり当然需給に応じた出荷体制というようなご努力もお願いしたいということは申し添えましたので、農家の皆様方にも一緒になって頑張っていたいただきたいということは説明をいたしました。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 野菜等々の生産者に対しての指導等々はあると思いますけれどもね、これは前から出荷体制どうなっておるか、こうなるとるかという話を詰めてきたと思いますわ。今も全然計画なしということでしょう。今から募集してそれから来年の3月からで間に合うかな、出荷が。それともう1点聞きたいのは、農業委員会の担当者が来とるな今日。農業委員会の方はこれをお願いしておるか、農業委員さんに出荷の方を。野菜の出荷。作物の生産等々。

○山本委員長 小澤室長。

○小澤室長 農業委員会の方の立場では、毎年農地パトロールというのを実施しておりまして、荒廃農地というのがまだ農地に復元できる A 判定と申しますけれども、A 判定の農地、これを有効に利用してもらって道の駅に対する農産物の出荷につなげて欲しいということを委員会の中で各委員さんをお願いをしとるもんです。

○山本委員長 福田委員。

○福田委員 　いつからそういう話をしておる。

○山本委員長 　小澤室長。

○小澤室長 　これは、特段今月の委員会でやったというものではありません。この道の駅が立ち上がってから、大体に荒廃農地が増えてきているので、なんかいい解決の方法はないかなという中で各委員の共通認識でもっております。

○山本委員長 　古都委員。

○古都委員 　ちょっと伺ってみます。資料の中でいわゆる商品の預かり期間の中で、売れ残った野菜という表現があってですね、レストランで加工とか売り先を探すというふうなポンチ絵が書いていますけれども。いわゆる経理とすればですね、出した段階で手数料を取ってあってですね、この売れ残った野菜の処分、いわゆる売り先レストラン加工あたりについての、額の減歩率ですね。これについてはどのように定められますか。

○山本委員長 　青葉農林課長。

○青葉農林課長 　売りにくい、売れにくいという商品は必ず出るというふうに思っております。その辺についてのその後の流通方式、今ご指摘のあった、じゃあ本人は例えば100円の値札をつけたものが売れなかった場合にはですね、どうするかということについては、それを現実的にはですね、持って帰っていただくという方法もありますし。それから、例えば廃棄を事業者に依頼をするというケースもございます。その中でやはり集めていただいた一生懸命作っていただいたものをですね、そういう方法できっちりスパッとやってしまわなくてですね、その後第2回目の流通というものも考えられるだろうというのがご指摘だと思っております。その場合にはですね、いくらでという事になるわけですが、これについては事業者と農家の話し合いになりますし。事業者側の方のですね、要するに引き取り価格の設定については、現在まだ事業者側の方からはっきりした後提案をいただいておりますし、私共もその数値についてはまだ皆様方にはお話をいたしておりませんが、当然利用するという事になれば農家の皆様方には幾らか当然値段を価格をつけてご提示するという事になろうと思っております。

○山本委員長 　古都委員。

○古都委員 　この MA さん自体が単体経営でないわけですし、悪く考えればですね、欲しい商品は棚に上げないという事だってできるわけです。ですから、棚に上げる行

為と、それが売れ残ったか売れにくい商品か分かりませんが、その処分等についてはですね、事前にルールを決めてないと、前段では農家の具合によっては手数料パーセンテージが違ってきますね。15・16とか、集めに来いとか、ラベルを付けて張っというてくれとか、によって手数料が違ってきますから。ですからそこらへんの整理をされないと、手数料がほんなら、同じ商品で手数料が違ったものが両方とも売れ残った場合に、このレストラン加工とか売り先を探す行為の中で、同額で処理するわけですか。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 要するにですね、売れにくかったという品物については、その段階で委託料の定額は発生いたしません。売れて初めてその率を適用いたしますので、当然売れにくい商品には値段が付かないというところからですので。それについてはまだその後の流通形態に関する手数料率と言いますか、買取率というようなものは、まだ決めていないという具合に説明をしております。

○山本委員長 古都委員。

○古都委員 生産の段階でという話しなんですけども、いわゆるこの出荷の手数料率自体がですね、現場で手をかけたら率が上がるという設定になっていますよね、陳列も含めて。そうすると売れ残ったと書いてありますが、売れなかった野菜をレストランとか売り先を探す行為は手数料がかかるということですよ。そうすると今の設定から言ったらパーセンテージが上がると、もう一段階処理段階の手数料が上がるので、という考え方になると思うんですよ。そこら辺を事前に協議しておかないと。おそらく私は疑った話をしたんですけれども、例えばレストランで売りたいからこいつは棚に上げないんだというような事の監視は誰がするのか。どの段階で委託したことになるのか。先程の課長の話では、最終処分が済んだ段階で精算するという考え方のようなんですけれども、いわゆるその間の責任をですね、どなたが裁かれるのか持たれるのか、そこが不明確なんですけど、今後の問題なんですか。

○山本委員長 青葉農林課長。

○青葉農林課長 現在の MA のですね、レストランの経営の考え方の中で、セルフ方式の食事提供という具合に書いてあります。このやり方についてはですね、非常に固定したメニューを減らして、売れにくかった旬の物がたくさん出た場合には、それを原材料にした商品開発をしていくという事でございます。そのためには当然今の話

です、いくらで MA はその商品を農家から当然買い取るというかっこうになります。この買取をどういう具合にやるんだという事が、多分言っとられる話だと思うんですけども、そこはまだ率を決めておりませんし、提示をしていないということで、今後考えて参りたいという事で、ご理解を頂きたいと思えますし。それともう一つは、欲しい商品を棚に上げないというのはですね、最初に朝市で市場隔離と言いますか、もうこれを消費者の皆様に出さないという事だろうと思うんですけど。その考え方はですね、出荷者協議会あたりのご了解を頂いて進める事でありますから、当然本人はまずここで売って欲しいという事で持ってこられたものをですね、店頭に出さないということはまずありえないという具合に思っております。ただ、棚持ちが悪い、日持ちの悪い商品についてはですね、当然発生する事を考えておりますから、それについては出荷者協議会の皆様や町やそれから当然 MA サービスさんや一緒になってですね、商品販路は開拓したいと思っております。

○山本委員長　　その他にありますか。福田委員。

○福田委員　　関連した質問ですけどね。陳列して、野菜を出して、途中で商品をレストランで使うという場合ね、今言われた、そこだと思うんですよ。途中抜いた分は誰が管理して誰が計算するんですか。

○山本委員長　　青葉課長。

○青葉農林課長　　現在いろんなケースがございまして、そういう危惧されるというお話はあろうかとは思いますが、まずはどの時間まではしっかり店頭で売っていくというような考え方を持って行きますので、当然ようするに商品として店に並べる時間が過ぎるといような事があった場合に当然その次の事を考えますので、それについては今説明しましたようにレストラン商材に使っていく。メニューが出来るものについてはしっかり高い単価で売らせて頂くのが農家の本心でありますから。当然時間いっぱい売っていくといような事で、その後売りにくかった商品についてはレストランメニューであれ、加工であれ、その他の販路であれ、それは考えていきたいという事を今説明しておるところです。

○山本委員長　　古都委員。

○古都委員　　もう1点だけ確認させて頂きます。極端な例、売れ残ったとか売りにくかったとかいう野菜は、時間を過ぎればそういう方向に持っていくという説明を頂きましたけれども、基本的にこのレストランは野菜が1個も出なくても、或いは売れ

残らなくても、食材供給を独自のルートで持っておられてですね、その上に、売れ残ったものは加工にまわす、引き取ってやるという話しなのか。他に売り先というポンチ絵もありますけれども、同会社は弁当の販売もやっておられるわけで、消費の方法もたくさんあるのかもしれませんが、私が先程来から言っておるのはやはり店頭で売るのが第一に考えて貰わないと、ある意味レストランなり弁当なりの食材供給基地にならんようにしてもらわないと。いわゆる日南町が目指しておる消費者に美味しいものを届けるという第一義的な目的が達せられないと思うんで、そこらへんは委託する会社とも基本的には町のスタンスは示して頂きたいと思っておりますが、どうでしょうか。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 おっしゃる通りでございます。私共が直売所をこうやって考えておる基本的なものはですね、やはり来て頂いた方にしっかり供給をするというのが一番でございますから、当然さっきまでありましたというようなもの言いはなるべくしたくない。できれば潤沢に用意をしたいという事から、当然その後の話がこうやってせざるを得んようになるわけですがけれども、やはりしっかり売り切るという努力をすることによって、明日来てくださいという強気な発言もできるんじゃないかという具合に思っておりますから。食材供給の話については、レストランメニューで当然固定したメニューを減らしながら野菜を使っていくという考え方は持っては居りますけれども、現実といたしましては良いものを消費者の皆様方に提供するというのが本旨でございますので、そのあたりはぶれずにやっていこうと思っております。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 販売価格の方ですけど、13条の方に書いてありますけど。日替わりの価格とせず同一した設定に努めなければならないという条項がありますけれども、この精神というのをはつきりお聞きしたいと思います。ようするに果菜類であったり、そういうものは結構市場等で価格の変動というのはつきものでありますので。それと3条にありますけれども、主要4品目に関しては農協等通して安定供給に努めるというような謳い文句がありますけれども、トマトにしろピーマンにしろ、この出荷者の中には部会に入らずに家庭菜園で作られたのを出荷される方もおられますので、その時に個人の希望する価格と農協の価格とか統一しとらんといけんのか、それとも生産者の希望価格で販売できるのか、その辺ちょっとお伺いしたいです。

○山本委員 青葉課長。

○青葉農林課長 この日替わりの価格とせず統一した設定に努めなければならないというのはですね、今日来たら100円が150円になっただけとかですね、そういうことじゃなくて、とにかく安定した価格帯は維持したいということでもあります。それはその出荷者間の連携にも繋がるということでここに今書いております。生産者の皆様が1人いろんな価格で出されるというようなことはやめましょうという内容ですので、その辺はご理解いただけるという具合に思っております。それから JA からの店頭への仕入れといいますか、期間4品目についてはこの趣旨はですね、やはり日南町として期間4品目を店頭からあつたりなかつたりすることは避けたいということがありまして、当然 JA それから生産者の方をお願いをしております、数量を確保すると品質数量の確保するというためのものでもあります。農家の方からはですね、潤沢に生産部以外の農家さんから出てきた場合には、当然その生産部からも量を調整をしておりますね、最終的には生産部から全く入れなくても、農家の皆様方から十分に多品目の品物または期間4品目等が出てくればですね、それはありがたいという具合に思っております。

○山本委員長 近藤委員。

○近藤委員 生産部が全量生産部の場合。だから全量出荷者協議会のメンバーの場合。要するに半々であつたり3分の1であつたり比率がいろいろ変わるわけですが、その時の料金設定というのは一応これも統一したものでなければいけないのかということ。それと日替わり価格にしないというのは、日替わりという根拠というか、1日1日が日替わりだわね。それが1週間単位なら日替わりでなくなるわね。でも相場つてそれぐらいのあれでは売れるし、結構評価の高いものはある程度価格を上げてでも生産者のためにはその状況を注視しながら価格の設定というのもあってもいいと思うし。生産者のためには。だからそういった柔軟性を含んだ条項なのか、そういうことを考えずに固定した観念で、トマトなら100円、ピーマンなら30円、これが当たり前だというような考えなのか。ちょっとその辺をもう一度伺いたいです。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 私はこの文言の読み取りとしてはですね、毎日値段が変わることとは避けてくださいという意図だろうと思っております。ただ価格というのは生き物ですから当然変動はいたしますけれども、その変動に対する農家の考え方というのは

あっていいと思います。当然潤沢にある時には安く設定をするということもありますし、どうしても市場に不足がちというような時にですね、やはり決まった金額でという考え方ではやはり農家本位ではないという具合に思っております。それとですね、今考えています JA からの引き受けにつきましては、やはり市場価格は確保したいと思っておりますので、市場流通の市場価格をベースでそれを最低線として考えたいと思っております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 先日の創生会議の中で、道の駅についての環境の関係の CO2排出抑制の関係で、1品1円という形を言われました。この中の協定で、単位は10円単位ということ。それはいいですけども。あと1円に対して販売手数料の項目もあるわけですけども、別表4の第19条の件で。販売手数料とバーコードシール代と振り込み手数料をとということの中で、CO2に協力するという1品1円はどのように計算されるんですか。この中から引かれるのか、購入者の協力してるんだよという意志付けの為の1円の取り扱いですね。ちょっとお聞きしたいんですけども。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 ちょっと整理をさせていただきます。バーコードシールにつきましては、これは商品に付ける名前を書いたり量目が入ったり品目があるもののシールを付けるのが1円ということで。これは直売所のルールですので、まずこれはそのままにしておいていただいて、これは出荷者からいただきますよということで整理をさせていただきます。次に J-VER の関連の環境貢献を消費者の人にしていただきたいということで、そのシールが1円ということで今検討しておりますけれども、この1円の部分については消費者からいただく部分に含まれるということでございます。例えば100円のキャベツを1個買っていただいた時に、消費者の方は100円を出していただきますので、そのあとは内部の話になります。その1円部分については販売事業者の方が負担をしていただくと。要するには消費者から預かったものを負担をしていただくという考え方にしたいと思っておりますので、利益の中で当然 J-VER に関わるものは事業者が仕入れをすると。売れたという瞬間にですね、事業者の方の販売代金の中に含まれるということですので、そういう考え方で今考えております。

○山本委員長 再度説明して欲しいということでもあります。

○青葉農林課長 100円で考えますとですね。100円のうち消費者からは100円、消

費税込みですから。消費税込み100円でいただきます。その中に15%の部分については、これは生産者から頂く手数料です、100円のうち。その次に85円残りますから、この85円には消費税と J-VER を含んでいるという具合に考えていただければいいと思います。失礼しました。バーコードシール代は15%より他に生産者からいただきます。そこに1円が生じます。84円の中から考えていくということになってます。

○山本委員長 100円をいただいて15%の手数料を引いて、さらにシールの1円を引いて84円。その中に生産者にいく J-VER の1円は、15円の中にあるんですか。手数料の中に入るんですか、J-VER。

○青葉農林課長 農家の方で説明をしましたので、非常にわかりづらかったですけれども。事業者は15%いただいた中にですね、1円が含まれております。その1円は、事業者は利益を手出しするかということそうじゃなくて、その1円部分については J-VER を購入していただいた事業者がその部分を払っていますので、その辺で間に入る事業者はですね、どういうんでしょうか、利益に影響がないと。消費者からいただいたものになつとるということになります。

○山本委員長 恵比奈委員。

○恵比奈委員 それではね、J-VER と1円の寄付金付きとが一緒になってしまってますでしょう。この間説明を聞いた時には J-VER は J-VER であって、現金の動かしはないんだと。町の施設だからという説明でした。それでオフセット、寄付金1円はそのものは林業の山の手入れに使うんだよ。はっきりと分けて使うんだよというふうに説明されたので、J-VER と一緒になってしまったら何が何だかわからんようになっていけんじゃないですか。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 J-VER いうのはですね、J-VER の売上金の用途は、町がいただきますので。町がその J-VER を第三者に売ります。そのお金は町に入ります。町に入ったお金は環境に、それから森林振興、森林環境の関連に使いますということですから。そこはそこでもう J-VER の方は、整理をしていただいて、町は J-VER を誰に売るかということなんですね。誰に売るかを、1事業者に売るんですけども、今度1事業者はそれを商品に1円という価格帯で添加をいたしまして、それを消費者から回収する。ということであります。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 J-VER の考え方がおかしいなど。今、町に J-VER のお金が入るわけでしょう。それでそれを売るわけでしょう、今度。

○山本委員長 青葉農林課長もう一度。

○青葉農林課長 J-VER で誠に整理の仕方は難しいわけですがけれども。寄付金になるというのはですね、消費者から100円で売った J-VER を100人の方から負担をしていただくという考え方でございまして。それは、100人の方から負担をしていただいたお金は、最終的には町に入ったお金と同じお金になります。

○山本委員長 恵比奈委員。

○恵比奈委員 ですから、私この間の説明を聞いていて感じたのは、J-VER を日南町の中で、町の施設だから J-VER の実際の現金のからむやりとりはないけれども、J-VER の CO2の削減分をその事業所と相殺していくんだということは言われましたので、こう言うのはなんですかけれども計算上のことだけなんだなと。で、寄付金付きの、1個売ったら1円というのはきちんと別にして、町の税金のような形で、やっぱり事業者からレジを通して何個売れたかということで、日々精算は無理でしょうけども、きちっと1円というものは切り離して、町の方で受け取って、それを今回これだけありました、これをこういうことに使いましたということをきちんと公表していかないと、消費者は1円を負担しませんよ。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 J-VER の流通をですね、今日南町はいろんな事業者さんにですね、これお金じゃないんですけど。もともとはお金じゃないんですけど、お金をいただきますので1トン何円というものでいただきます。買った方はですね、それを自分の会社のガソリン代に充てます、ということにするとプラスマイナスはゼロになります。要するには事業者さんが、うちの日南町の J-VER を買っていただいて、CO2削減をされたということになるわけですがけれども。今回やっておりますのはですね、それを事業者から次の商品に対するですね、これは寄付型のオフセット商品というルールがございまして、それは消費者の方にその部分をご負担をしていただくということになります。事業者としてはですね、そのお金はすでに日南町に支払ったものになります。その管理については今おっしゃる通りですね、当然1商品につけるシールを持って、その印を持って CO2量というのは算定ができますから、そこはきっちり管理はできます。どういふんでしょうか、100の商品に対してシール100個貼りますので。その100個貼

った分でそれを引き算していきますから。CO2の量をですね、事業者が購入されたCO2の量というのはどんどん減っていきますから、当然それは管理していきますので、ご心配には及ばないと思っております。

○山本委員 大西委員。

○大西委員 1円というのは農産物のみなんですか。それともその商品全部なんですか。農産物だけでしょうか。

○青葉農林課長 今検討しておりますのは、道の駅で流通する商品にはすべてこのシステムを導入しようということで検討しております。

○大西委員 レストランはどうなんでしょうか。

○青葉農林課長 レストランも含みます。実際にですね、価格の中に明らかに消費税の場合はですね、消費税を含みますとか消費税は外ですとか、いう表現がしてあります。私どももこの道の駅でもその旨を表記をしてですね、今お買い上げいただいた金額の中には環境貢献のお金を含みますということを買っていただく方にはっきりご提示をしようということで今検討しております。

○山本委員長 大西委員。

○大西委員 日本初という謳い文句になっておりますので、今言われたようにわかりやすい説明、あっそうだなあ、貢献しているんだなあというような形。今この中でもどうなのかなという質問があるということは、ぱっと来た時に、日本初何かなというように興味をもたれると思うので、その辺もご検討よろしくお願いします。

○青葉農林課長 今現在検討しておりますのは、やはり寄付型のオフセット商品ということでございますので、はっきりわかるように各所に表示をしたりですね、商品にもわかるように提示をして購入を進めたいと思っております。

○山本委員長 その他ございますでしょうか。足羽委員。

○足羽委員 24日の直売所の説明会に私参加させていただきました、非常に多くの方が来られておりました。本当に日南町の皆さんが関心を持っておられるかなと思いましたがけれども、今回大勢おられますけれども、ほとんどの方が素人の方が多いんじゃないかなと思います。それで、説明会が終わってから一部の方が言われてたんですけども、特に加工品の関係なんですからけれども、例えば食品衛生法とか加工品をすることになるとこういったものが絡んでくるんですけども、よくわからない方が多分沢山おられるんじゃないかなと思います。それとか製造物の責任法ですね、PL法とかで

すね、こういったのも非常にわかりにくい、わからない方がおられると思うんですけども、こういった指導をです今後多分されると思うんですけども、これが反対にちょっと重荷になるんじゃないかなというふうに感じております。例えば、家庭のキッチンでねえ、自分でも個人で作られる方とか、後は小団体で公民館とかですそう言ったところを利用して作られる方もおられるんじゃないかなと思うんですけども、そういったときに施設の許可です。そういうような取得なんかも簡単に取れるのか難しいのか、自分もよく分かっていないんですけども。許可なんかも基本的には難しんじゃないかなというふうに感じておりますけれども、その辺のことはどのように考えておられますでしょうか。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 加工のですね、加工施設の許可行為。大抵は保健所の方に届け出をして見ていただいてというような流れがあるんですけども。確かにですね、一般の家庭の中でというのは難しいと思います。ただ、物によってはですね、本当に難しいのとですね、そうでないのと、それから許可はいらないというような加工品もありますから、そのあたりはですね、ご説明を申し上げたいし指導の機会を設けたいと思っておりますし。昨年からやっております加工の研究会あたりでもですね、そういうお話はさせていただいておりますので、今後も続けて機会を設けていきたいという具合に思っております。

○山本委員長 足羽委員。

○足羽委員 すいません、もう1点ですけども。食品表示についてなんですが。基本的に小生産の多品目というような感じで今回やられると思うんですけども、そういった表示にあたっての シールですね。シールを作るのにも、例えば5,000枚とか1万枚とかそのぐらい作らないと安くなりませんよね。1枚あたりがですね。こんなん100枚200枚作ってもおそらく1,000枚作っても値段も変わらないと思うんですけども、そういったので沢山商品を作ろうと思えば、特に個人でですね作ろうと思えば、そういったものがすごく負担になると思うんですけども。例えばシールをですね、作るにあたって1台ぐらいシールを作る機械を購入されたら、そこでたとえば10枚20枚作ったら幾らとか。低料金で商品表示のシールが作れるようなね、仕組みができれば生産者としてはありがたいかなというふうに思いますけども、どうでしょうか。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 直売所で扱いますシールにはPOSの、要するにPOSパソコンに繋がった標準様式のシールと、それから今おっしゃいます製造表示をするためのシールと2種類あると思います。それでシール機械につきましてはですね、おっしゃるご意見は理解できるところもありますので。ただ、そういう機械を直売所が用意しながらやるというのは法的にどうかと、ちょっと今不安になったので。実質加工する事業者が責任を持って貼る物なので、どうかという具合に感じておりますけれど。検討はしてみたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 いろいろ関連することについて何点か伺っておきたいと思っておりますけれども。まず出荷者レベルの話で、山菜の山採りクラブ、栽培クラブの状況。会員状況、活動状況。それからまちづくり協議会での活動状況、これが何地区でどれだけの活動をされておられるのか。それからキースタッフが、これの道の駅直売所の運営にどういうアドバイスを具体的にされておられるのか。特に加工品のキースタッフが関わった加工品の新商品がこれまでどれだけ生まれてきたのか。改良も含めてどれだけの関わりがあったのか、伺います。

○山本委員長 青葉課長。

○青葉農林課長 最初に、山菜の関係につきましては、会員募集をいたしまして10数名の方に手上げをしていただきました。具体的にはですね、まだはっきりと活動がですね、何を作ろうかというような話から入ろうと思っておりますが、ちょっとこれについては時間がかかっております。ただし農家さんの方からですね、もうすでに自分の畑で栽培をしておるんだというような声も沢山いただきましたので、それを商品化するという動きも併せてやろうと思っております。それから山採りクラブにつきましてはですね、もう少し生産者の方と実際協議をしないといけないからということで、今はまだ正式発足ということにはなっておりません。近々にですね、山菜の方も生産者の方と話をしていきたいと思っております。それからまち協の活動につきましては、2月以降の説明会を各地で行いましたけれども、その後あるまち協ではですね、もう1回説明に来てくれというようなこともあったりして、事業展開について説明もいたしましたし。我々としてはですね、一つのまちづくり協議会の経済活動を一つでお願いできませんかというようなことをお願いをしております。また、各まち協の方にもまたコンタクトはとってみたいと思っておりますが、まち協で動かなくてもですね、生産者組

織の方で動いておられるという地域もありますので、そこはどちらを選択されてもいいという具合には考えております。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 昨年、キースタッフの方に10数回来ていただきまして各種研修等もやりました。昨年生まれた商品ということでございますけれども、昨年は主にですね、新たに6次産業化に取り組みたいという人をターゲットにした講習でございました。その一つのアイテムとしてドレッシング作りというもの、これは先程来でてますような食品衛生法上の加工品というか、製造許可がいらぬ商品でございますので、これからやってみてはどうかということのご提案から6次産業化にはこういったことから、入口としてですね、ご提案とさせてやっていただきました。ということで新たな商品ということではございませんけれども、昨年ですね来ていただいた中でですね、衛生管理だとかパッケージデザインそういったこともいろんなメニューをやらせていただきましたので、これまで6次産業化といえますか商品作っておられる方に対してですね、いろんなアドバイスはいただきましたので、各種商品の改良はされております。焼肉のたれを作っている業者さんといえますか、グループさんのパッケージを変えたりだとか、そういったことに対してもいろいろアドバイスをいただいております。ちなみに本年度はですね、8回を予定しております、そのうち半分をですね、先程もう少しドレッシング作りをしてみたいという方、昨年やった感想の中からはかなり多かった関係でですね、そういったことドレッシング作りも引き続き商品化までやりたいという方も多かったですので、それを4回ぐらいして。あと4回ぐらいをやはりすでに持っておられる商品をブラッシュアップといえますか、第三者のいろんな声を聞きながらですね、商品を改良していきたいということをやりたいということ、今、先方キースタッフの方に伝えましてですね、今年度の事業計画を今建てておる状況でございます。以上です。

○山本委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 今の状況を聞きますとキースタッフとの連携が非常に鈍いというふうを感じるわけですがけれども。本当に昨年から取り組まれて、今年度ももう7月末ですか、これまでに新たな商品開発が出来ていないし、改良されたものも本当に具体的なきちんと固まった商品になっていないというふうに思うわけですし、道の駅の店づくりにも余り指導がアドバイスが受けられていないというふうに思うわけですがけれども。

去年の6月で予算提案があった時の議論からして、本当にもう少しキースタッフには指導なり町内の活性化、道の駅の開店に向けて、力を貸してほしいと思うわけですが、どうでしょうか。

○山本委員長 浅田専門監。

○浅田専門監 今事業計画を立てている段階ですので、もう少しその辺の事も含めてですね、やっていきたいと思います。

○山本委員長 大変申し訳ありません、本日は時間を区切ったの委員会という事で、これを以て委員会を閉じたいと思いますが。本日決まりました設計についてはもう了承されたという事でございますし、本日意見が出ました来年度予定されとります委託契約にした場合の責任の所在という事につきましては、今後明らかにするように検討を進めて頂きたいという事。それと先程出ました J-VER についてですけれども、この分かりやすい詳しい資料をですね、この委員会に提出をして頂きたいと思いますので、宜しくお願い致します。そういたしますとその他として何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 ないようでしたら5番目に予定しております、次回委員会の予定であります、副委員長と相談をさせて頂いて、決めたいと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○山本委員長 それでは本日の会はこれにて終了します。ご苦労さまでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

委員長

副委員長